

第93号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解及び損害賠償の額の決定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月6日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

1 本件の概要

蒲郡市は、第4項の土地について平成28年6月23日に相手方との間で土地売買契約を締結し、これを売却した。

その後、当該土地の地中から碎石等の埋設物が発見されたため、相手方は、当初の目的どおり当該土地に倉庫を建てて営業活動を行うことが不可能となった。

このため、蒲郡市と相手方との間において、当該土地売買契約を合意解除するにあたり、次の内容で和解及び損害賠償の額を決定しようとするもの。

2 和解の相手方

岡崎市宮地町字北浦33番地

株式会社大久保東海

代表取締役 市川 聡明

3 和解の内容

(1) 蒲郡市は、相手方に対して、受領済の売買代金43,800,000円を無利息で相手方に返還する。

(2) 蒲郡市は、相手方に対して、解決金9,592,840円を支払う。

(3) 相手方は、前2号の履行後直ちに、蒲郡市に対して所有権抹消手続に必要な書類及び次項の土地を引き渡す。

(4) 本件については、他に債権債務のないこと、及び将来本件に関し、異議苦情等一切の請求をしないことを互いに確認する。

4 売買物件

- (1) 所在 蒲郡市形原町春日浦32番
- (2) 地目 雑種地
- (3) 面積 1,990.09平方メートル

提案理由

和解及び損害賠償の額の決定をするため提案する。